

規制シート(様式)

190197900490001

平成28年12月22日

規制の名称	輸送に係る措置及び建築物に係る措置	所管府省	国土交通省
根拠法令等	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	総合政策局 環境政策課 課長 櫛田泰宏 住宅局 住宅生産課 課長 真鍋純 自動車局 環境政策課 課長 西本俊幸
規制目的	内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、輸送、建築物等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置その他のエネルギー使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることで、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○特定輸送事業者等に対する以下の義務づけ ・エネルギー使用の合理化の目標達成のための中長期的な計画の作成と提出 ・エネルギーの使用状況等の報告 ・輸送能力の届出 ○特定エネルギー消費機器等(乗用自動車及び貨物自動車に限る。)の製造事業者等に対する以下の義務づけ ・エネルギー消費性能等の向上に係る基準の達成 ・エネルギー消費効率等の表示 	関連する予算	地球温暖化防止等の環境の保全(平成28年度予算 10百万円)
規制の最近の 改廃経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・電気の需要の平準化の推進に関する措置の追加(平成25年5月) ・建築物に係る措置については、平成27年7月に公布された建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律によることとし、エネルギーの使用の合理化等に関する法律においては、努力義務規定以外の規定を廃止(平成29年4月1日施行)。 	関連する 政策評価結果	http://www.mlit.go.jp/common/001108704.pdf
規制を維持、改革 又は新設する理由	我が国におけるエネルギー消費のうち、輸送部門は大きな割合を占めているところ、輸送部門においてエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図ることが、国民経済の健全な発展に寄与していくものであり、今後とも引き続き上記規制を維持していく必要がある。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		